

十二 資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）

改正案		現行	
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	<p>（発起人等の責任を追及する訴えについて準用する会社法の規定の読み替え）</p> <p>第五條 法第二十五條第四項の規定において発起人、設立時取締役又は設立時監査役の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。</p>
<p>第八百四十八條</p> <p>株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という</p>	<p>特定目的会社</p>	<p>（発起人等の責任を追及する訴えについて準用する会社法の規定の読み替え）</p> <p>第五條 法第二十五條第四項の規定において発起人、設立時取締役又は設立時監査役の責任を追及する訴えについて会社法第八百五十條第四項の規定を準用する場合には、同項中「第五十五條、第二百二十條第五項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二條第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項」とあるのは、「資産流動化法第二十五條第二項において準用する第五十五條」と読み替えるものとする。</p>	

<p>第八百四十九条 第四項及び第五 項並びに第八百 五十条第一項か</p>	<p>第一項 第八百四十九条</p>	<p>株式会社等</p>	<p>株式会社等 責任追及等の訴え（ 適格旧株主にあつて は第八百四十七条の 二第一項各号に掲げ る行為の効力が生じ た時までにその原因 となつた事実が生じ た責任又は義務に係 るもの限り、最終 完全親会社等の株主 にあつては特定責任 追及の訴えに限る。 ）</p>	<p>特定目的会社</p>	<p>特定目的会社 発起人、設立時取締役又は 設立時監査役の責任を追及 する訴え</p>
--	------------------------	--------------	---	---------------	--

第八百五十二条		ら第三項まで
株式会社等	<p>第五十五条、第二百二        条の二第二項、第二百        三条第三項、第二百        十条第五項、第二百        十三条の二第二項、        第二百八十六条の二        第二項、第四百二十        四条（第四百八十六        条第四項において準        用する場合を含む。        ）        ）、第四百六十二条        第三項（同項ただし        書に規定する分配可        能額を超えない部分        について負う義務に        係る部分に限る。）        、第四百六十四条第        二項及び第四百六十        五条第二項</p>	
特定目的会社		<p>資産流動化法第二十五条第        二項において準用する第五        十五条</p>

第一項及び第二項		
第八百五十二条第三項	第八百四十九条第一項	資産流動化法第二十五条第四項において準用する第八百四十九条第一項
第八百五十二条第一項	株式会社等	特定目的会社

（不正な払込金額で特定出資を引き受けた者等に対する支払を求め訴え等について準用する会社法の規定の読替え）

第十三条 法第三十六条第十項の規定において同条第五項において準用する会社法第二百十二条第一項の規定による支払を求める訴え、法第三十六条第五項において準用する会社法第二百十三条第一項の規定による同項に規定する取締役等の責任を追及する訴え、法第三十六条第五項において準用する会社法第二百十三条の二第一項の規定による支払又は給付を求める訴え及び法第三十六条第五項において準用する会社法第二百十三条の三第一項の規定による同項に規定する取締役の責任を追及する訴えについて同法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（不正な払込金額で特定出資を引き受けた者等に対する支払を求め訴え等について準用する会社法の規定の読替え）

第十三条 法第三十六条第十項の規定において同条第五項において準用する会社法第二百十二条第一項の規定による支払を求める訴え及び法第三十六条第五項において準用する会社法第二百十三条第一項の規定による同項に規定する取締役等の責任を追及する訴えについて同法第八百五十条第四項を準用する場合には、同項中「第五十五条、第二百二十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは、「資産流動化法第九十四条第四項」と読み替

読み替える会社 法の規定	第八百四十八条	第八百四十九条 第一項	
読み替えられる字句	株式会社又は株式交 換等完全子会社（以 下この節において「 株式会社等」という 。）	株式会社等	責任追及等の訴え（ 適格旧株主にあつて は第八百四十七条の 二第一項各号に掲げ る行為の効力が生じ た時までにその原因 となつた事実が生じ た責任又は義務に係 るもの限り、最終
読み替える字句	特定目的会社	特定目的会社	責任追及等の訴え

えるものとする。

	第八百四十九条 第四項及び第五 項並びに第八百 五十条第一項か ら第三項まで	第八百五十条第 四項
完全親会社等の株主 にあつては特定責任 追及の訴えに限る。 )	株式会社等	第五十五条、第二百 二条の二第二項、第百 三条第三項、第二百 十条第五項、第二百 十三条の二第二項、 第二百八十六条の二 第二項、第四百二十 四条（第四百八十六 条第四項において準 用する場合を含む。 ） 、第四百六十二条 第三項（同項ただし
	特定目的会社	資産流動化法第三十六 条第五項において準 用する第二百十三 条の二第二項及び資 産流動化法第九十四 条第四項

	書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。） 第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項	
第八百五十二条第一項及び第二項	株式会社等	特定目的会社
第八百五十二条第三項	第八百四十九条第一項	資産流動化法第三十六条第十項において準用する第八百四十九条第一項
第八百五十二条第一項	株式会社等	特定目的会社

(特定目的会社の特定出資の併合について準用する会社法の規定の読替え)

第十四条 法第三十八条の規定において特定目的会社の特定出資の併

(特定目的会社の特定出資の併合について準用する会社法の規定の読替え)

第十四条 法第三十八条の規定において特定目的会社の特定出資の併

合について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十一条第一項	(略)	同項各号	前条第二項各号
第八十二条第一項	(略)	株式(種類株式発行会社にあつては、第八十条第二項第三号の種類の株式。以下この項において同じ。)	特定出資
第八十二条の二第一項	(略)	同項各号	資産流動化法第三十八条において準用する第八十条

合について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十一条第一項	(略)	株主(種類株式発行会社にあつては、同項第三号の種類の種類株主。次条において同じ。)	特定社員
(新設)	(略)	株式(種類株式発行会社にあつては、同項第三号の種類の株式。以下この条において同じ。)	特定出資
(新設)	(略)		



			第二項第一号及び第二号
	第百八十二条の二第一項第一号	第百二十九条第一項	資産流動化法第六十二条第一項
第百八十二条の四第七項	第百三十三条	資産流動化法第三十条第二項において準用する第百三十三条	
第百八十二条の六第一項	発行済株式（種類株式発行会社にあつては、第百八十条第二項第三号の種類発行済株式）	特定出資	
(略)	(略)	(略)	

(不正な払込金額で優先出資を引き受けた者に対する支払を求める訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第十五条の二 法第四十二条第八項の規定において同条第五項において準用する会社法第二百一十二条第一項の規定による支払を求める訴えについて同法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技

(略)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(新設)	(新設)	(新設)

(新設)

術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十八条	株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）	特定目的会社
第八百四十九条 第一項	株式会社等 責任追及等の訴え（ 適格旧株主にあつては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となつた事実が生じた責任又は義務に係るもの）に限り、最終	特定目的会社 責任追及等の訴え

	完全親会社等の株主にあつては特定責任追及の訴えに限る。	
第八百四十九条 第四項及び第五項、第八百五十 条第一項から第 三項まで並びに 第八百五十二条 第一項及び第二 項	株式会社等	特定目的会社
第八百五十二条 第三項	第八百四十九条第一 項	資産流動化法第四十二条第 八項において準用する第八 百四十九条第一項
第八百五十三条 第一項	株式会社等	特定目的会社

（特定目的会社の優先出資の質入れについて準用する会社法の規定

の読替え)

第十五条の三 法第四十五条第四項の規定において特定目的会社の優先出資の質入れについて会社法第百五十四条第一項及び第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百五十四条第一項	第百五十一条第一項の金銭等(金銭に限る。)(又は同条第二項の金銭)	資産流動化法第四十五条第四項において準用する第百五十一条第一項の金銭等(金銭に限る。)
第百五十四条第二項第一号	第百五十一条第一項第一号から第六号まで、第八号、第九号又は第十四号	資産流動化法第四十五条第四項において準用する第百五十一条第一項第四号、第五号、第九号又は第十四号

(特定目的会社の優先出資の併合について準用する会社法の規定の読替え)

第十六条 法第五十条第一項の規定において特定目的会社の優先出資

(新設)

(特定目的会社の優先出資の併合について準用する会社法の規定の読替え)

第十六条 法第五十条第一項の規定において特定目的会社の優先出資

の併合について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十二条の二第一項	同項各号	資産流動化法第五十条第一項において準用する第八十条第二項第一号から第三号まで
第八十二条の四第五項	第二百二十三条の規定による請求	非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二百四条に規定する公示催告の申立て
第八十二条の四第七項	第二百三十三條	資産流動化法第四十五条第二項において準用する第二百三十三條

の併合について会社法第八十条第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定を準用する場合には、同号中「種類株式発行会社」とあるのは、「二以上の種類の優先出資を発行する特定目的会社」と読み替えるものとする。

(特定目的会社における責任追及の訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第二十八条 法第九十七条第二項の規定において特定目的会社における責任追及の訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第八百四十九条		第八百四十八条		第五項	(略)	読み替える会社法の規定
株式会社等		株式会社又は株式交換等完全子会社(以下この節において「株式会社等」という。)	第一項の	第一項及び	(略)	読み替えられる字句
特定目的会社		特定目的会社	同条第一項の	資産流動化法第九十七条第一項及び	(略)	読み替える字句

(特定目的会社における責任追及の訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第二十八条 法第九十七条第二項の規定において特定目的会社における責任追及の訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(新設)		(新設)		第八百四十七条第五項	(略)	読み替える会社法の規定
(新設)		(新設)	第一項の	第一項及び	(略)	読み替えられる字句
(新設)		(新設)	同条第一項の	資産流動化法第九十七条第一項及び	(略)	読み替える字句

<p>第八百五十条第 四項</p>	<p>第八百四十九条 第四項及び第五 項並びに第八百 五十条第一項か ら第三項まで</p>	<p>第一項</p>
<p>第五十五条、第百二 条の二第二項、第百</p>	<p>株式会社等</p>	<p>責任追及等の訴え（ 適格旧株主にあつて は第八百四十七条の 二第一項各号に掲げ る行為の効力が生じ た時までにその原因 となつた事実が生じ た責任又は義務に係 るものに限り、最終 完全親会社等の株主 にあつては特定責任 追及の訴えに限る。 ）</p>
<p>資産流動化法第九十四条第 四項及び第百二十条第五項</p>	<p>特定目的会社</p>	<p>資産流動化法第九十七条第 一項に規定する責任追及の 訴え</p>
<p>第八百五十条第 四項</p>	<p>第八百四十九条 第四項</p>	
<p>第五十五条、第百二 十条第五項、第四百</p>	<p>公告し、又は株主</p>	<p>(新設)</p>
<p>資産流動化法第九十四条第 四項及び第百二十条第五項</p>	<p>特定社員に通知し、かつ、 第一種特定目的会社にあつ ては、その旨を公告し、又 は優先出資社員</p>	<p>(新設)</p>

第八百五十二条 項 第一項及び第二項	第八百五十二条 株式会社等	三條第三項、第一百 十條第五項、第二 百十三條の二第二 項、第二百八十六 條の二第二項、第 二百八十六條の二 第二項、第四百二 十四條（第四百八 十六條第四項にお いて準用する場合 を含む。） 、第四百六十二條 第三項（同項た だし書に規定する 分配可能額を超 えない部分につ いて負う義務に 係る部分に限る。 ） 、第四百六十四條 第二項及び第四百 六十五條第二項
第八百四十九条第一 項	特定目的会社	
資産流動化法第九十七條第 一項		
(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	二十四條（第四百 八十六條第四項 において準用する 場合を含む。） 、第四百六十二 條第三項（同項 ただし書に規定 する分配可能額 を超えない部分 について負う義 務に係る部分に 限る。） 、第四百六十四 條第二項及び第 四百六十五條第 二項
(新設)	(新設)	



第三項	項	二項において準用する第八百四十九条第一項
第八百五十三條	株式会社等	特定目的会社
第一項		

(取締役の責任等について準用する会社法の規定の読替え)  
第三十一条 (削る)

(新設)	(新設)	(新設)
------	------	------

(取締役の責任等について準用する会社法の規定の読替え)  
第三十一条 法第百九十九条第一項の規定において法第百十七条の規定による取締役の責任等について会社法第百六十二条第二項及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百六十二条第二項	前項	資産流動化法第百十七条
	同項各号	同条各号
	同項の	同条の
第四百六十二条第一項		資産流動化法第百十七条

法第百十九条第一項の規定において特定目的会社の社員について  
 会社法第四百六十三条第一項の規定を準用する場合には、同  
 項中「金銭等に」とあるのは、「配当金の額又は分配金の額に」と  
 読み替えるものとする。

第三項	
同項各号	総株主
同条各号	総社員

2 | 法第百十九条第一項の規定において特定目的会社の社員について  
 会社法第四百六十三条の規定を準用する場合には、当該規定に係  
 る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百六十三条 第一項	前条第一項に 金銭等	資産流動化法第百七条に 配当金の額又は分配金の額
前条第一項	前条第一項の金銭を 支払った業務執行者	資産流動化法第百七条に 規定する取締役
第四百六十三条	同項各号	同条各号
前条第一項	同条各号	資産流動化法第百七条

<p>第四百六十四条 第一項</p>	<p>(略)</p>	<p>読み替える会社 法の規定</p>
<p>第四百六十四条 第一項</p>	<p>(略)</p>	<p>読み替えられる字句</p>
<p>第四百六十四条 第一項</p>	<p>(略)</p>	<p>読み替える字句</p>

2 | 法第十九条第一項の規定において法第三十八条において準用する会社法第八十二条の四第一項の規定による請求に応じた特定目的会社の取締役の責任、法第五十条第一項において準用する会社法第八十二条の四第一項の規定による請求に応じた特定目的会社の取締役の責任及び法第五十三条第一項の規定による請求に応じた特定目的会社の取締役の責任について会社法第四百六十四条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>第四百六十四条 第一項</p>	<p>(略)</p>	<p>読み替える会社 法の規定</p>
<p>第四百六十四条 第一項</p>	<p>(略)</p>	<p>読み替えられる字句</p>
<p>第四百六十四条 第一項</p>	<p>(略)</p>	<p>読み替える字句</p>

3 | 法第十九条第一項の規定において法第五十三条の規定による請求に応じた特定目的会社の取締役の責任について会社法第四百六十四条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>第二項</p>	<p>同項</p>	<p>同条</p>
------------	-----------	-----------

(略)					
(略)	業務執行者	株式の	株主	株式を	
(略)	取締役	特定出資又は優先出資の	特定社員又は優先出資社員	特定出資又は優先出資を	規定による請求又は資産流動化法第百五十二条第一項

3 | (略)

4 | 法第百十九条第二項の規定において法第百十七条の規定による同条に規定する特定目的会社の取締役の責任を追及する訴え並びに法第百十八条の規定及び法第百十九条第一項の規定において準用する会社法第百六十四条の規定による特定目的会社の取締役の責任を追及する訴えについて同法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)					
(略)	業務執行者		株主	株式	
(略)	取締役		優先出資社員	優先出資	

4 | (略)

5 | 法第百十九条第二項の規定において法第百十七条の規定による同条に規定する特定目的会社の取締役の責任を追及する訴え並びに法第百十八条の規定及び法第百十九条第一項の規定において準用する会社法第百六十四条の規定による特定目的会社の取締役の責任を追及する訴えについて同法第百五十条第四項の規定を準用する場合においては、同項中「第五十五条、第二百二十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条

読み替える会社 法の規定	第八百四十八条	第八百四十九条 第一項	
読み替えられる字句	株式会社又は株式交 換等完全子会社（以 下この節において「 株式会社等」という 。）	株式会社等	責任追及等の訴え（ 適格旧株主にあつて は第八百四十七条の 二第一項各号に掲げ る行為の効力が生じ
読み替える字句	特定目的会社	特定目的会社	責任追及等の訴え

第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは、「資産流動化法第百十九条第一項において準用する第四百六十二条第三項（資産流動化法第百十四条第一項又は第百十五条第三項に規定する額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」と読み替えるものとする。

	<p>第八百四十九条 第四項及び第五 項並びに第八百 五十条第一項か ら第三項まで</p>	<p>第八百五十条第 四項</p>
<p>た時までにその原因 となつた事実が生じ た責任又は義務に係 るものに限り、最終 完全親会社等の株主 にあつては特定責任 追及の訴えに限る。</p>	<p>株式会社等</p>	<p>第五十五条、第二百 一条の二第二項、第百 三条第三項、第百二 十条第五項、第二百 十二条の二第二項、 第二百八十六条の二 第二項、第四百二十 四条（第四百八十六</p>
	<p>特定目的会社</p>	<p>資産流動化法第十九条第 一項において準用する第四 百六十二条第三項（資産流 動化法第百十四条第一項又 は第百十五条第三項に規定 する額を超えない部分につ いて負う義務に係る部分に 限る。）（第四百六十四条</p>

<p>第八百五十二条 第一項</p>	<p>第八百五十二条 第三項</p>	<p>第八百五十二条 第一項及び第二項</p>	
<p>株式会社等</p>	<p>第八百四十九条第一項</p>	<p>株式会社等</p>	<p>条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項</p>
<p>特定目的会社</p>	<p>資産流動化法第百十九条第二項において準用する第八百四十九条第一項</p>	<p>特定目的会社</p>	<p>第二項及び第四百六十五条第二項</p>

（利益の返還を求める訴えについて準用する会社法の規定の読み替え）  
 第三十二条 法第二百十条第六項において同条第三項の利益の返還を求める訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五項 第八百四十七条	同項ただし書	第一項ただし書
第八百四十八条	株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）	特定目的会社
第一項 第八百四十九条	株式会社等	特定目的会社

（利益の返還を求める訴えについて準用する会社法の規定の読み替え）  
 第三十二条 法第二百十条第六項において同条第三項の利益の返還を求める訴えについて会社法第八百五十二条第三項の規定を準用する場合には、同項中「第八百四十九条第一項」とあるのは、「資産流動化法第二百十条第六項において準用する第八百四十九条第一項」と読み替えるものとする。



<p>第八百四十九条 第四項及び第五 項、第八百五十 条第一項から第 三項まで並びに 第八百五十二条 第一項及び第二 項</p>	
<p>株式会社等</p>	<p>責任追及等の訴え（ 適格旧株主にあつて は第八百四十七条の 二第一項各号に掲げ る行為の効力が生じ た時までにその原因 となつた事実が生じ た責任又は義務に係 るものに限り、最終 完全親会社等の株主 にあつては特定責任 追及の訴えに限る。</p>
<p>特定目的会社</p>	<p>資産流動化法第二百一十条第 三項の利益の返還を求める 訴え</p>

第八百五十二条 第三項	第八百四十九条第一 項	資産流動化法第二百二十条第 六項において準用する第八 百四十九条第一項
第八百五十三条 第一項	株式会社等	特定目的会社

(特定社債管理者について準用する会社法の規定の読替え)

第三十四条 法第二百二十七条第八項の規定において特定社債管理者に  
ついて会社法第八百六十八条第四項の規定を準用する場合において  
は、同項中「第七百五条第四項、第七百六条第四項、第七百七条」  
とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第八項において準用する第  
七百七条」と、「第七百十四条第一項及び第三項、第七百十八条  
第三項、第七百三十二条、第七百四十条第一項並びに第七百四十一  
条第一項」とあるのは「並びに第七百十四条第一項及び第三項」と  
読み替えるものとする。

(特定目的会社が特定社債を発行する場合における特定社債等につ  
いて準用する会社法の規定の読替え)

第三十五条 法第二百二十九条第二項の規定において特定目的会社が特  
定社債を発行する場合における特定社債等について会社法の規定を

(特定社債管理者について準用する会社法の規定の読替え)

第三十四条 法第二百二十七条第八項の規定において特定社債管理者に  
ついて会社法第八百六十八条第三項の規定を準用する場合において  
は、同項中「第七百五条第四項、第七百六条第四項、第七百七条」  
とあるのは「第七百七条」と、「第七百十四条第一項及び第三項  
、第七百十八条第三項、第七百三十二条、第七百四十条第一項並び  
に第七百四十一条第一項」とあるのは「並びに第七百十四条第一項  
及び第三項」と読み替えるものとする。

(特定目的会社が特定社債を発行する場合における特定社債等につ  
いて準用する会社法の規定の読替え)

第三十五条 法第二百二十九条第二項の規定において特定目的会社が特  
定社債を発行する場合における特定社債等について会社法の規定を

準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

				読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	第八百六十八条第四項	第七百五条第四項、第七百六条第四項、第七百七条、第七百七十一條第三項、第七百七十三條、第七百七十四條第一項及び第三項、第七百七十八條第三項	資産流動化法第二百二十九条第二項において準用する第七百十八條第三項	
	並びに	及び				

(転換特定社債について準用する会社法の規定の読替え)  
第三十七条 (略)

2 | 法第百三十八条第二項の規定において同条第一項において準用す

準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

				読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)			
	(新設)	(新設)				

(転換特定社債について準用する会社法の規定の読替え)  
第三十七条 (略)

(新設)

る会社法第二百十二条第一項の規定による支払を求める訴えについて同法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十八条	株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）	特定目的会社
第八百四十九条第一項	株式会社等 責任追及等の訴え（適格旧株主にあつては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となつた事実が生じ	特定目的会社 責任追及等の訴え

<p>第八百五十二条 第一項</p>	<p>第八百五十二条 第三項</p>	<p>第八百四十九条 第四項及び第五項、 第八百五十 条第一項から第 三項まで並びに 第八百五十二条 第一項及び第二 項</p>	
<p>株式会社等</p>	<p>第八百四十九条第一 項</p>	<p>株式会社等</p>	<p>た責任又は義務に係 るもの限り、最終 完全親会社等の株主 にあつては特定責任 追及の訴えに限る。</p>
<p>特定目的会社</p>	<p>資産流動化法第百二十八条 第二項において準用する第 八百四十九条第一項</p>	<p>特定目的会社</p>	

(新優先出資引受権付特定社債等について準用する会社法の規定の  
読替え)

第三十八条 (略)

2 法第四百七十七条第二項の規定において同条第一項において準用する会社法第二百十二条第一項の規定による支払を求める訴えについて同法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十八条	株式会社又は株式交換等完全子会社(以下この節において「株式会社等」という。)	特定目的会社
第八百四十九条 第一項	株式会社等	特定目的会社
責任追及等の訴え(適格旧株主にあつて)		責任追及等の訴え

(新優先出資引受権付特定社債等について準用する会社法の規定の  
読替え)

第三十八条 (略)

(新設)

<p>第三項 第八百五十二条</p>	<p>第八百四十九条 第四項及び第五項、第八百五十二条 第一項から第三項まで並びに 第八百五十二条 第一項及び第二項</p>	
<p>項 第八百四十九条第一</p>	<p>株式会社等</p>	<p>は第八百四十七条の 二第一項各号に掲げ る行為の効力が生じ た時までにその原因 となつた事実が生じ た責任又は義務に係 るもの限り、最終 完全親会社等の株主 にあつては特定責任 追及の訴えに限る。</p>
<p>第二項において準用する第 資産流動化法第百四十七条</p>	<p>特定目的会社</p>	

第八百五十二条 第一項	株式会社等	特定目的会社	八百四十九条第一項
----------------	-------	--------	-----------

(優先出資社員による優先出資買取請求について準用する会社法の規定の読替え)

第三十九条 法第百五十三条第四項の規定において特定目的会社の優先出資社員による優先出資買取請求について会社法第百十七条第五項及び第七項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法 の 規 定	読み替える会社 法 の 規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 百 七 十 七 条 第 五 項	株 主	優先出資社員	
第 百 七 十 七 条 第 七 項	株 式 に	優先出資に	

(優先出資社員による優先出資買取請求について準用する会社法の規定の読替え)

第三十九条 法第百五十三条第四項の規定において特定目的会社の優先出資社員による優先出資買取請求について会社法第百十七条第六項の規定を準用する場合には、同項中「株式に」とあるのは、「優先出資に」と読み替えるものとする。



(特定目的会社の清算等)について準用する法等の規定の読替え)  
 第四十三条 (略)

2 法第七百七十四条第三項の規定において清算特定目的会社における清算人の責任を追及する訴えについて法第九十七条第二項において会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十七條第三項及び第四項	第一項	資産流動化法第七十四條第三項において準用する資産流動化法第九十七條第一項
第八百四十七條第五項	第一項及び	資産流動化法第七十四條第三項において準用する資産流動化法第九十七條第一項及び
第八百四十八條	第一項の	同條第一項の
株式会社又は株式交		清算特定目的会社

(特定目的会社の清算等)について準用する法等の規定の読替え)  
 第四十三条 (略)

2 法第七百七十四条第三項の規定において清算特定目的会社における清算人の責任を追及する訴えについて法第九十七条第二項において会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十七條第三項から第五項まで	第一項	資産流動化法第七十四條第三項において準用する資産流動化法第九十七條第一項
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

<p>第八百四十九条 第四項及び第五</p>	<p>第一項</p>	<p>第八百四十九条</p>	<p>株式会社等</p>	<p>責任追及等の訴え（適格旧株主にあつては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となつた事実が生じた責任又は義務に係るもの限り、最終完全親会社等の株主にあつては特定責任追及の訴えに限る。）</p>	<p>株式会社等</p>	<p>清算特定目的会社</p>	<p>清算特定目的会社における清算人の責任を追及する訴え</p>	<p>清算特定目的会社</p>	<p>第八百四十九条 第四項</p>	<p>(新設)</p>		<p>公告し、又は株主</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>第二種特定目的会社にあつた特定社員に通知し、かつ、</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
----------------------------	------------	----------------	--------------	---	--------------	-----------------	----------------------------------	-----------------	------------------------	-------------	--	-----------------	-------------	-------------	----------------------------------	-------------	-------------

<p>項並びに第八百五十条第一項から第三項まで</p>	<p>第八百五十条第四項</p>	<p>第五十五条、第一百二条の二第二項、第一百零三条第三項、第一百零五条第五項、第一百零九条の二第二項、第一百零八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）</p> <p>、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項</p>	<p>資産流動化法第七十二条第四項において準用する資産流動化法第九十四条第四項</p>
<p>第八百五十条第四項</p>	<p>第五十五条、第一百零五条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項</p>	<p>は優先出資社員 ては、その旨を公告し、又</p>	<p>資産流動化法第七十二条第四項において準用する資産流動化法第九十四条第四項</p>

第八百五十二条 第一項及び第二 項	株式会社等	清算特定目的会社
第八百五十二条 第三項	第八百四十九条第一 項	資産流動化法第百七十四条 第三項において準用する資 産流動化法第九十七条第二 項において準用する第八百 四十九条第一項
第八百五十三条 第一項	株式会社等	清算特定目的会社

3  
3～5 (略)

(権利者集会の招集等)について準用する信託法等の規定の読替え)  
第五十五条 (略)

2 (略)

3 法第二百四十二条第六項の規定において同条第五項において準用  
する会社法第七百十八条第三項の規定による権利者集会の招集につ  
いて同法第八百六十八条第四項の規定を準用する場合には、  
同項中「第七百五条第四項、第七百六条第四項、第七百七条、第七

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

3  
3～5 (略)

(権利者集会の招集等)について準用する信託法等の規定の読替え)  
第五十五条 (略)

2 (略)

(新設)

百十一条第三項、第七百十三條、第七百十四條第一項及び第三項、第七百十八條第三項、第七百三十二條、第七百四十條第一項並びに第七百四十一條第一項」とあるのは「資産流動化法第二百四十二條第五項において準用する第七百十八條第三項」と、「裁判の申立て」とあるのは「権利者集会の招集」と読み替えるものとする。

(権利者集会について準用する信託法等の規定の読替え)

第五十九條 (略)

2 (略)

3 法第二百四十九條第二項の規定において同條第一項において準用する会社法第七百三十二條の決議の認可の申立てについて同法第八百六十八條第四項の規定を準用する場合には、同項中「第七百五條第四項、第七百六條第四項、第七百七條、第七百十一條第三項、第七百十三條、第七百十四條第一項及び第三項、第七百十八條第三項、第七百三十二條、第七百四十條第一項並びに第七百四十一條第一項の規定による裁判」とあるのは、「資産流動化法第二百四十九條第一項において準用する第七百三十二條の決議の認可」と読み替えるものとする。

(代表権利者について準用する会社法の規定の読替え)

第六十二條 (略)

2 (略)

3 法第二百五十九條第二項の規定において同條第一項において準用

(権利者集会について準用する信託法等の規定の読替え)

第五十九條 (略)

2 (略)

(新設)

(代表権利者について準用する会社法の規定の読替え)

第六十二條 (略)

2 (略)

(新設)

する会社法第七百七条の特別代理人の選任について同法第八百六十八条第四項の規定を準用する場合には、同項中「第七百五条第四項、第七百六条第四項、第七百七条、第七百十一条第三項、第七百十三条、第七百十四条第一項及び第三項、第七百十八条第三項、第七百三十二条、第七百四十条第一項並びに第七百四十一条第一項の規定による裁判の申立て」とあるのは、「資産流動化法第二百五十九条第一項において準用する第七百七条の特別代理人の選任」と読み替えるものとする。

(特定信託管理者について準用する信託法等の規定の読替え)

第六十三条 (略)

2 (略)

3 法第二百六十条第六項の規定において同条第五項において準用する会社法第七百十三条の特定信託管理者の解任について同法第八百六十八条第四項の規定を準用する場合には、同項中「第七百五条第四項、第七百六条第四項、第七百七条、第七百十一条第三項、第七百十三条、第七百十四条第一項及び第三項、第七百十八条第三項、第七百三十二条、第七百四十条第一項並びに第七百四十一条第一項の規定による裁判の申立て」とあるのは、「資産流動化法第二百六十条第五項において準用する第七百七条の特別代理人の選任、同項において準用する第七百十一条第三項の特定信託管理者の辞任及び資産流動化法第二百六十条第五項において準用する第七百十三条の特定信託管理者の解任」と読み替えるものとする。

(特定信託管理者について準用する信託法等の規定の読替え)

第六十三条 (略)

2 (略)

(新設)

(反対権利者の買取請求について準用する信託法の規定の読替え)  
 第六十七条 法第二百七十一条第四項(法第二百七十二條第二項において準用する場合を含む。)の規定において法第二百七十一条第一項の受益権の買取りの請求又は法第二百七十二條第一項の承諾の決議を行う種類権利者集会について信託法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法 の 規 定	読 み 替 え ら れ る 字 句	読 み 替 え ら れ る 字 句	(略)	(略)	第 百 四 条 第 九 項	受 託 者	第 百 四 条 第 十 項	受 託 者
						受 益 者		
						受 益 権		
						受 益 権		
						受 託 信 託 会 社 等		
						受 託 信 託 会 社 等		
						受 益 証 券 の 権 利 者		
						特 定 目 的 信 託 の 受 益 権		

(反対権利者の買取請求について準用する信託法の規定の読替え)  
 第六十七条 法第二百七十一条第四項(法第二百七十二條第二項において準用する場合を含む。)の規定において法第二百七十一条第一項の受益権の買取りの請求又は法第二百七十二條第一項の承諾の決議を行う種類権利者集会について信託法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法 の 規 定	読 み 替 え ら れ る 字 句	読 み 替 え ら れ る 字 句	(略)	(略)	第 百 四 条 第 九 項	受 託 者	第 百 四 条 第 十 項	受 益 証 券 (第 百 八 十 五 条 第 一 項 に 規 定 す る 受 益 証 券 を い う。 以 下 こ の 章 に お い て
						受 益 権		
						受 益 権		
						受 託 信 託 会 社 等		
						受 託 信 託 会 社 等		受 託 信 託 会 社 等 は、 受 益 証 券
						特 定 目 的 信 託 の 受 益 権		

項	第百四十二条第十二	項	第百四十二条第十一				
	受託者	受益権の	受益権に	受益証券(第百八十五条第一項に規定する受益証券をいう。以下この章において「同。」)	受益証券(第百八十五条第一項に規定する)	受益権の	特定目的信託の受益権の
	受託信託会社等	特定目的信託の受益権の	特定目的信託の受益権に		受託信託会社等は、受益証券	特定目的信託の受益権の	

項	第百四十二条第十二	項	第百四十二条第十一				
項	前条第一項又は第二	更等	信託行為	受託者	受益権の	受益権に	同。」)
条第一項	資産流動化法第二百七十一	又は記録する事項に係る特定目的信託契約の変更	特定目的信託契約	受託信託会社等	特定目的信託の受益権の	特定目的信託の受益権に	
		当該重要な信託の変更					
		資産流動化法第二百六十九条第一項(第一号の場合に限る。)の規定により資産信託流動化計画に記載し、					



				第百四条第十三項	
信託行為	受益権	受託者	前条第一項又は第二項	信託行為	当該重要な信託の変更
特定目的信託契約	特定目的信託の受益権	受託信託会社等	資産流動化法第二百七十一条第一項	特定目的信託契約	資産流動化法第二百六十九条第一項（第一号の場合に限る。）の規定により資産信託流動化計画に記載し、又は記録する事項に係る特定目的信託契約の変更

				(新設)	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	受託者	当該重要な信託の変更
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	受益権	信託行為
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	特定目的信託の受益権	特定目的信託契約
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	受託信託会社等	資産流動化法第二百六十九条第一項（第一号の場合に限る。）の規定により資産信託流動化計画に記載し、又は記録する事項に係る特定目的信託契約の変更

(略)	<p>第二百六十二条 第一項</p>	
(略)	<p>この条に特別の定めがある場合を除き、受託者の住所地</p>	<p>当該重要な信託の変更</p>
(略)	<p>特定目的信託の受益権を発行した受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地</p>	<p>資産流動化法第二百六十九条第一項（第一号の場合に限る。）の規定により資産信託流動化計画に記載し、又は記録する事項に係る特定目的信託契約の変更</p>
(略)	<p>第二百六十二条 第一項</p>	
(略)	<p>この条に特別の定めがある場合を除き、受託者の住所地</p>	<p>(新設)</p>
(略)	<p>特定目的信託の受益権を発行した受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地</p>	<p>(新設)</p>